

■ 平成29年度新潟市特別職報酬等審議会 議事録

日時：平成29年10月23日（月）

午前10時から

会場：本庁舎6階 議会第3委員会室

出席者：委員8名 古川会長、石本委員、上村委員、小室委員、  
中山委員、前川委員、水澤委員、山田委員  
事務局6名 井崎総務部長、山際職員課長、平出財務課資金室長、  
伊藤職員課長補佐、小山給与係主査

（伊藤課長補佐）

皆さま、おはようございます。定刻を過ぎましたので、これから平成29年度、第1回目の特別職報酬等審議会を開催いたします。本日は悪天候の中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は職員課の課長補佐の伊藤と申します。本日司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の審議会につきましては、委員総数10名のうち、今現在6名の方の委員の出席がございます。過半数を越えております。審議会の成立要件を満たしておりますので、ご報告申し上げます。

本日の会議の進め方ですが、お手元の次第に従って進めてまいりたいと考えております。なお、本日新潟日报社から取材の希望がありましたので、ご了承いただきたいと思います。はじめに木村副市長よりごあいさつ申し上げます。

（木村副市長）

皆さま、おはようございます。本日はお忙しい中、また悪天候の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆さまには、日ごろから新潟市政に多大なご理解とご協力を賜り、改めまして心より感謝申し上げます。本来でしたら、市長があいさつをすべきところではございますが、あいにく公務で出張をしておりますので、代わってごあいさつをさせていただきます。

この審議会は設置条例の規定によりまして、一般職の給与に関する人事委員会勧告が行われたときに市長、副市長の俸給額、それから議員の報酬額、期末手当についてご審議いただいております。本日の審議会は、先般行われました人事委員会の一般職の給与表の引き下げ、期末勤勉手当の支給月額引き上げといった内容の勧告を踏まえまして開催するものです。

委員の皆さまからはさまざまな観点から忌憚のないご意見を頂戴できればと考えておりますので、本日はよろしくお願ひいたします。

(伊藤課長補佐)

続きまして、本審議会へ諮問をさせていただきます。

(木村副市長)

新潟市特別職員の報酬等の額について、諮問。本市の議会の議員及び、市長、副市長の報酬等の額について、新潟市特別職報酬等審議会条例、第2条、第2項の規定により意見を求めます。新潟市長、篠田昭。よろしくお願ひします。

(伊藤課長補佐)

木村副市長につきましては、この後、別の公務が控えております。恐れ入りますが、ここで退出させていただきます。

(木村副市長)

失礼いたします。市長が出張だと、代わって仕事がいっぱい入ってくるもので、申し訳ございません。

(伊藤課長補佐)

続きまして、本日審議会出席者のお名前を読み上げさせていただきます。

古川兵衛会長、石本伸二委員、上村都委員、中山英子委員、前川幸子委員、山田春美委員。

なお、本日ご都合によりまして、大橋武紀委員、宮沢啓嗣委員が欠席となっております。

ご報告申し上げます。また小室千代子委員、水澤貞三委員が若干遅れております。併せてご報告申し上げます。

続いて事務局の紹介をさせていただきます。

井崎総務部長、山際職員課長、平出財務課資金室長、小山職員課給与係主査。

改めまして、職員課の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。事務局の紹介は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、資料説明に入る前に、お手元の資料の確認をしたいと思います。事前配布資料といたしましては、会議次第A4、1ペーパーでございます。続きまして審議会席順。こちらでございます。続きまして委員名簿。右肩に資料1と書いてあるものでございます。続きましてこちら1ペーパーですが、右肩に資料2と書いております。新潟市特別職報酬等審議会

条例、こちらでございます。厚い資料になりますが、右肩に資料3と振ってあります横の資料でございます。新潟市特別職報酬等審議会配布資料。こちらでございます。続きまして、こちらも横の資料になりますが、カラー刷りの新潟市の財政状況でございます。本日参考に机上に諮問書の写しを配布させていただいております。以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それではここから古川会長より、進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(古川会長)

それではただ今から、新潟市特別職報酬等審議会の審議を始めたいと思います。先ほど副市長からご説明がありましたように、この会合は新潟市特別職報酬等審議会条例というものに基づいて開催されるものでございます。この条例の第2条の2項に、市長は新潟市人事委員会が地方公務員法の規定によって、給与に関する勧告をしたときは、議員報酬等の額について、審議会の意見を聴かなければならないと、こういう定めになっておりまして、これは義務規定です。「聴かなければならない」ですから、この義務規定に基づいて、先ほど諮問をいただきました。つまり、市職員の給与等について、この度若干ではございますが、改定がございました。それを受けて新潟市長、副市長、それから議員等の報酬等について、これをどういうふうに取り扱うべきであるかということの意見を求められているわけでございます。

まず審議に入ります前に、事務局より本市特別職や他市特別職の報酬等状況についてご説明をいただきまして、併せて審議の参考となるような各種資料についてご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(井崎総務部長)

改めまして総務部長の井崎です。私から最初、冒頭にご説明申し上げたいと思います。着座にて説明させていただきます。水澤委員、資料3の説明をこれから始めますので、よろしくをお願いいたします。

それではお手元の資料の3の1ページ。「新潟市特別職報酬等審議会について」をご覧くださいと思います。資料3の1ページでございます。はじめに当審議会の概要についてでございますが、設置の目的につきましては、今ほど会長からお話もありましたけれども、当審議会につきましては、市長の諮問に応じて、特別職の報酬等の審議を行うために設置され、一般職の給与改定状況、他都市の特別職の報酬等の額、社会情勢など、総合的に勘案し

ながら、第三者的な立場から報酬等の額、給与年額の検討を行っていただくものでございます。

委員の構成につきましては、さまざまな職種の方にお集まりいただき、10名以内で構成しているものであります。

審議会の開催と諮問意見聴取事項につきましては、①～③に記載をしておりますが、記載の額を改正するために、関係条例の改正議案を議会に提案する場合、本審議会を開催しているところです。

また新潟市人事委員会の給与勧告があった場合も諮問を行い、上記の①、②の額について、ご審議いただいているものです。なお、諮問事項ではありませんが、教育長や行政委員などの報酬等の額についても必要に応じて意見をうかがうことができるという仕組みとなっているところです。

次に2ページをご覧くださいと思います。2ページ。審議会の基本的な流れでございます。今月16日、新潟市人事委員会が一般職の給与に関する勧告を行いました。このため本日審議会を開催いたしているところでございます。

審議会では特別職の報酬等をどうすべきかご審議をいただき、答申に向けて意見の集約を行っていただきます。答申は11月10日の予定とさせていただきます。会長から市長へ答申書をご提出いただくということになっております。

次に3ページをご覧くださいと思います。3ページ、「特別職の給与改定において考慮すべき諸事情と現状・経過」の欄になります。昭和36年の国の通知におきまして、特別職の給与改定を行う場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行うこととされています。考慮する諸事情につきましては、3ページ、4ページにかけて4つに分けて記載をさせていただきます。3ページの中ほど、2の「各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯」のところをご覧くださいと思います。一般職の改定状況とともに、市長の改定状況を記載しておりますが、市長、副市長、議員等の報酬などにつきましては、平成28年の4月。約0.3%の増額改定を行ったところです。市長等の改定は、平成18年の4月に引き下げを行って以来、10年ぶり。政令市移行後初の改定となるところです。

次に5ページから6ページをご覧くださいと思います。新潟市人事委員会による報告・勧告を記載してございます。この内容につきましては、皆さまに事前に情報提供をさせていただいておりますので、説明を省略させていただきたいと思います。7ページ以降につきましては、引き続き職員課長からご説明を申し上げます。私からは以上になります。

(山際職員課長)

職員課長でございます。引き続き資料3の7ページ以降につきまして、ご説明させていただきます。失礼して着座にてご説明させていただきます。それでは資料の7ページをご覧ください。特別職の報酬等の現状について、表に記載しております。本市の特別職の報酬等の現行額について記載をしております。表の左の欄から役職、報酬月額、期末手当額、月平均手当額とありますが、こちらは期末手当を12月で除した額になります。月平均支給総額、これは報酬月額と月平均手当額を足した額になります。最後に年収見込額を記載しております。なお、市長と副市長につきましては、現在俸給を5%減額する措置を実施しております。減額後の各額につきまして俸給・報酬月額の欄の括弧書きに記載しているところでございます。

続きまして8ページをご覧ください。平成8年からの改定状況を9ページあたり、表に記載しておるものでございます。ページの一番上の表になりますが、こちらはこれまでの特別職の報酬の改定状況を、平成8年4月1日以降から記載しておるものでございます。真ん中の表は、本市の一般職の給与の改定状況と一番下が国の事務次官ですとか、審議官などの指定職の給与の改定状況を真ん中の表に記載しております。本市特別職の報酬は一般職員の改定状況ですとか、国の指定職の改定状況もこれまで勘案してきた経緯がございますので、こういった経緯も併せて記載しております。

ちなみに今年の改定状況につきましては、9ページの真ん中の表の一番右の欄の「H29」というところをご覧くださいと思います。今年の改定状況は、一般職員の俸給は0.2%のマイナス改定となっております。その下、国の状況、指定職の状況については、今回横線ということで、改定がなかったということでございます。こちらの8ページから9ページの特別職の改定状況の過去からの経緯をご覧くださいますと、近年では特別職は、先ほど部長の説明にもありましたが、平成18年4月に引き下げを行って以降、ずっと据え置きが続いておったのですが、昨年4月に約10年ぶりに引き上げの改定を行ってきたところです。また昨年本審議会では、改定する理由を見出すことは難しいということで、据え置きというご意見をいただきましたので、本年の方針につきましては、据え置いているところでございます。

続きまして10ページの表をご覧ください。こちらの表は、市長、副市長、議員の報酬月額につきまして、政令指定都市の各都市の状況をまとめたものでございます。表の左から都市名、その次に各市の人口、そしてその隣が平成28年度普通会計歳入決算額、そして歳入に占める市税額と割合、その次に市長から議員までの各都市の報酬月額を順に記載しております。それぞれの報酬月額の右側に順位が記載しておりますけれども、こちらは政令市の中

で記載の報酬額が高い順の順位を記載しております。その順位の右に適用年月日という記載がございますが、こちらはこの記載の報酬額がいつから適用しているかという年月日を記載しております。こちらの適用年月日を見ますと、本市を含めまして、ここ1～2年以内に改定を行っているような政令市もございますが、10年以上改定していないような都市もいくつか見られるところでございます。

この表の都市名のところで、19 熊本市とありますが、その下の行をご覧いただきたいと思っております。本市を除く 19 政令市の平均額をそれぞれ市長から議員まで記載しております。さらにこちらの単純平均のその下になりますが、対市長比とございますが、こちらは市長の報酬を 100 とした場合に対する副市長、議長、副議長、議員の報酬の比率を記載しているものでございます。この対市長比の下の方には、新潟市と新潟県という、本市、県の状況も同様に比率を記載しているところでございます。この対市長比について見ますと、市長の隣の例えば副市長の欄をご覧いただきますと、本市、新潟市が市長が 100 に対して、副市長が 80.7%。その上の政令市平均を見ますと、78.1%。新潟市の下の新潟県のほうをご覧いただきますと比率が 78.3%と、それほど市長が 100 に対して副市長の比率は大きな差がございませんが、その隣の議長の報酬を見ますと、本市が 66.9%となっておりまして、政令市が 76.3%、新潟県では 77.5%となっておりまして、他都市と新潟県と比べて、市長の報酬に対する差が若干大きいのかなという見方ができるのかなと思っております。

こちらの対市長比の下には、今度是对議長比という項目がございますが、こちらは議長の報酬を 100 とした場合の、副議長と議員の比率を同様に記載したものでございます。こちらは他の政令市、新潟県と比較しましても、比率の大きな差は見られないというところでございます。

続きまして、11 ページをご覧ください。こちらは先ほどの 10 ページの表のうち、人口や財政規模が新潟市と類似している 7 市につきまして抜き出しまして、改めてまとめて整理したものでございます。表の見方につきましては、10 ページの表と同様でございます。

続きまして 12 ページをご覧ください。こちらの表は市長、副市長の期末手当の状況を記載しております。6 月支給分と 12 月支給分を合算した年間の支給額について記載しております。各都市におきまして、年間の支給月数を見ますと、支給月数がそれぞれ異なっておりますけれども、その中で 3.25 と支給率が書いている都市が多くご覧いただけるのかなと思っておりますが、こちらのほうは国の特別職ですとか、指定職の月数と市長、副市長の支給月数を合せているという都市が 3.25 となっております。

その他、四月（よんつき）以上と多くなっている都市もいくつかご覧いただけるのかなと思っておりますが、こちらのほうは一般職員と同じ支給月数に合せているような都市につきまして

は、四月以上となっているところが、そういったところになっております。

こちらの支給月数の隣に加算率と記載してございますが、こちらは一般職がその役職に応じまして、最大で20%の役職加算という加算の制度がございまして、そういった加算の制度ですとか、管理、監督する地位にある職員に対しましては、今度は最大で25%の管理職加算という制度がございまして、そういった一般職員の加算制度に相当する率を特別職にも用いているものでございます。

加算率の隣の順位の隣に適用年月日と書いておりますが、こちらは記載の支給月数がいつから適用しているかという日付を記載しております。順位につきましては、金額の多い順になっております。この表の下のほうをご覧くださいますと、本市を除く19市の平均と新潟県の状況を参考として記載しております。

続きまして、13ページをご覧ください。先ほどの12ページの表のうち、先ほど同様に人口ですとか財政規模が本市と類似している7都市を抜き出して同様にまとめたものでございます。

続きまして14ページをご覧ください。こちらは議員の期末手当について整理させていただいたものです。記載につきましては、先ほどの市長、副市長と同様の記載になっております。

15ページをご覧ください。こちら議員の期末手当につきまして、類似都市7都市との比較を同様にしたものでございます。

続きまして16ページの表になりますが、こちらは市長、副市長の年収について、他の政令市との比較をしたものでございます。給料、それと期末手当のほかに、賃金水準が高い地域に支給されております地域手当の年額を加えまして、併せて年収として記載しております。こちらの地域手当なのですが、地域の賃金水準に応じて率が設定されていることから、都市に応じましてそれぞれ支給率が異なっております。また支給率が0%となっている都市につきましては、地域手当の支給地域でない都市、または特別職には支給をしていない都市となります。

その表の中の一番右に順位と記載しておりますが、こちらは年収の高い順に順位を記載しております。表の下のほうには本市を除く19市の平均と新潟県の状況を記載してございます。

続きまして17ページをご覧ください。こちらは先ほどの前のページの市長、副市長の年収につきまして、類似都市7都市と同様に記載したものでございます。

続きまして18ページになりますが、こちらは議員の年収について、先ほどの市長、副市長と同様に記載してございます。

続きまして 19 ページをご覧ください。こちらは議員の年収を同様に類似都市 7 都市を抜き出して比較をしたものでございます。

20 ページになります。こちらの表は議員 1 人当たりの市民の数と市民 1 人当たりの議員報酬負担額を都市別に記載しております。表の左のほうから都市名、人口、議員の条例定数、議員の現職、現職議員 1 人当たりの市民の数と順位を記載しております。こちらの順位は市民の数が多い順になります。また表の右側は全議員の報酬総額と市民 1 人当たりの報酬負担額順位を記載しております。順位は市民 1 人当たりの報酬負担額が高い順位となっております。

続きまして、21 ページをご覧ください。こちらの表は新潟県の特別職と本市の特別職を表で比較したものでございます。

続きまして 22 ページから 25 ページにつきましては、本市の財政状況を整理して記載しておりますけれども、こちらにつきましては財政状況につきましては、この後、別途の資料にてご説明いたしますので、省略をさせていただきたいと思っております。

最後に 26 ページの表をご覧ください。新潟市の消費者物価指数の状況をまとめたものです。消費者物価指数は広く年金や賃金改定の参考に使われておりますので、参考としてお示ししております。表の数値は平成 27 年の物価状況の平均値を 100 として表した指標となっております。一番左の新潟市総合とある欄をご覧くださいますと、平成 27 年、28 年の平均は、年平均につきましては大きな変化はございませんが、その年平均の下には月別の指標を記載しているところでございます。こちらをご覧くださいと、最近では若干上昇傾向にあるのかなというふうにご覧いただけるのかなと思っております。私からの説明は以上でございます。この後引き続きまして、財務課平出資金室長から、本市の財政状況についてご説明申し上げます。

(財務課平出室長)

では、私から、こちらのカラーの資料で、新潟市財政状況についてご説明いたします。失礼ですが着座にて説明させていただきます。では、2 ページをご覧ください。こちらが一般会計の歳出規模になります。平成 29 年度当初予算額は、3,975 億円で、右の表のとおり、政令市比較では、15 番目の規模となっております。経年比較は、左側の折れ線グラフのとおりです。青の折れ線が、一般会計予算となりますが、28 年度と比べ、大きく増加しておりますけれども、こちらは県費負担教職員の人件費が県から市に移譲されたことによるものです。

続いて 3 ページをご覧ください。一般会計の歳入構成比の推移です。28 年度は、市税、

使用料などの自主財源の比率は 46.9%、地方交付税、市債などの依存財源が 53.1%となっております。自主財源比率は低下傾向にあり、依存財源の市債の割合が増加しているという傾向にあります。

続いて 4 ページをご覧ください。只今説明した歳入構成比の他都市との比較になります。29 年度当初予算ベースの比較となりますが、1 番左が新潟市です。他都市と比べ、自主財源の割合が低く、依存財源の地方交付税、市債の割合が高くなっております。

続いて 5 ページをご覧ください。歳出構成比の推移です。歳出のうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が歳出全体に占める割合となります。28 年度は 48.0%となっております。扶助費、公債費の割合が増加傾向にあります。

続いて 6 ページをご覧ください。歳出構成比の政令市比較になります。29 年度の当初予算ベースの比較となりまして、1 番左が新潟市です。義務的経費割合は、政令市比較では低い方となっています。扶助費の割合が低いのは、他都市と比べ、生活保護費の割合が低いということが原因にあります。

続いて 7 ページをご覧ください。財政力指数です。自治体が標準的な行政サービスを行うための収入を自ら賄える割合で、1 を超えると交付税の不交付団体となります。28 年度決算における財政力指数は、0.743、経年比較では上昇していますが、他都市の 28 年度、数値が揃っていないため、27 年度の比較となりますけれども、政令市比較では 17 位となっております。

続いて 8 ページをご覧ください。経常収支比率です。経常的に歳入される市税などの財源が、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費にどれだけ充てられているかを示す割合で、財政構造の弾力性を示す数値となります。28 年度決算では、94.4%、経年比較では公債費の増加などで悪化傾向にあります。27 年度の政令市比較では、低いほうから 7 番目となっています。良いほうから 7 番目という形です。

9 ページをご覧ください。実質公債費比率です。借入金の返済の負荷の程度、資金繰りの程度を示すもので、早期健全化基準は 25%です。新潟市の 28 年度は、11.1%、他の政令市は下降傾向にあるなか、本市におきましては、市債残高の増加、基金の減少などで上昇傾向にあります。27 年度の政令市比較では、13 位となっています。

続いて 10 ページをご覧ください。将来負担比率です。負債が将来財政を圧迫する可能性の大きさを示すもので、早期健全化基準は、400%です。28 年度は、139.6%、他の政令市が下降傾向のなか、本市は市債残高の増加や基金の減少などにより、上昇傾向にあります。27 年度の政令市比較では、13 位となっています。

続いて、11 ページをご覧ください。主要 3 基金の推移です。都市整備基金、市債管理基

金、財政調整基金の主要3基金の残高は、平成19年度には、315億円ありましたが、28年度末には56億円まで減少しております。29年度末には、33億円にまで減少する見込みとなっております。

続いて12ページをご覧ください。一般会計の市債についてです。左側の棒グラフは、市債残高の推移で、上の黄色が臨時財政対策債の残高、青がその他の市債の残高になります。黄色の臨時財政対策債につきましては、地方交付税の振り替えとして、市が一旦市債として借入しますが、その後の元利償還金は、後年度に国が全額、地方交付税で措置するものです。残高につきましては、臨財債を合わせまして、右肩上がりが増えておりますが、特に臨時財政対策債が大きく増加しているということが原因に挙げられております。右側の折れ線グラフ、青が市債の発行額、赤が借金を返す公債費となっております。発行額は26年度に合併建設計画が終了したため、減少傾向にあります。公債費は合併特例債や臨時財政対策債が増加している影響で、増加傾向にあるという状況になっております。

最後になりますけれども、13ページをご覧ください。本市の財政予測計画における財政目標になります。これまでも説明したとおり、合併建設計画や、臨時財政対策債の影響で、市債残高が増嵩し、また主要3基金につきましては、29年度末が33億円まで減少する見込みとなるなど、厳しい財政状況になっております。こうした財政状況を踏まえまして、27年の3月に財政予測計画を作成しまして、点線の枠内のおり、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスを28年度から収支均衡を図り、臨時財政対策債を除いた市債残高を28年度から減少させ、34年度までに3,800億円以下に縮減するという財政目標を立てました。29年度は、財政目標を達成することができましたが、引き続き行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営を進めていきたいと考えております。以上で私の説明を終わります。

(古川会長)

今ほどご説明いただきました各種資料を元に、意見交換に入らせていただきたいと思います。ですが、まずその前に、その資料について、今ほど説明いただいた資料についてのご質問等がございましたら伺いたいと思っております。

(水澤委員)

ちょっといいでしょうか。この要するに、新潟市の財政基盤というのは、非常に年々悪化してきたというのは、合併に伴ういわゆる特例債の増額とか、それとかいわゆる新潟駅の高架に伴う予算、結局平成34年まで計で約1,000億円ぐらいの市の負担になるという状況、それと新潟駅前の今年の予算では、駅前の再開発とか道路整備で60億、古町の賑わいを創

出するというので、大和百貨店の新築、壊す、それに約 60 億と、中央区役所のNEXT 21 に移転に伴う経費が 23 億というような状況下において、なんですけれども、そういうものによって、いわゆる市の財政という財政基盤が悪化してきたのかどうか、その点についてちょっとお伺いしたいのです。

(古川会長)

ちょっとよろしいですか。ここは、特別職の職員の報酬について議論をする場所でございます、その議論に資する範囲でご質問をお願いしたいと思います。

(水澤委員)

だから私は、こういう財政が悪くなっている状況なんで、結局歳費の引き上げ、報酬等の引き上げについても、やっぱりちょっとなかなか大変じゃ。それと結局区の新しい区ですかね。区の直接配布予算もマイナスシーリングで年々減っているというようなことで、結局各区の市道の一般土木工事などについての市道の舗装し直すなどについて、市民は結構無理を、我慢を強いられているというような状況なので、そういう観点から特別職とかの報酬についても、引き上げることについては、私は慎重であるべきであり、場合によっては引き上げを見送るべきかなというのが私の意見でございます。

(古川会長)

はい、ありがとうございました。

(財政課平出室長)

私のほうから、只今の財政状況についてのご質問にお答えしたいと思いますけれども、平成 17 年に大合併をして、平成 19 年に政令市に移行したということで、短期間で合併による一体化ですとか、政令市としての拠点化を図るということで、そういう意味では一定程度都市基盤整備に集中的に投下してきたという面もあります。一方で先ほど 5 ページのほうで説明してきましたけれども、扶助費の割合が増加しているということで、少子・超高齢化もありまして、そういった扶助費の歳出が増えているという状況もあります。一方で市税のほうは、平成 19 年当時と比べて大きく伸びている状況にないというなかで、基金を使わざるを得ないという財政状況にあるということが原因にあるかと思えます。

(水澤委員)

わかりました。

(古川会長)

はい、それでは特に資料についてのご質問ございませんようですので、早速意見交換に諮問された事項についての意見交換に入りたいと思います。どなたかご意見のある方お願いします。

今ほど新潟市の財政事情等々かんがみると、今回の諮問については、特にそれを上げたり下げたりする必要はないというご意見というふうにかがってよろしいでしょうか。

(水澤委員)

はい。

(古川会長)

変更は必要ないというご意見が出されました。

(中山委員)

ちょっとまた質問しそびれまして申し訳ございません。この資料の6ページにございます、勧告のポイントのなかで、扶養手当制度の見直しというのがございますけれども、配偶者に係る手当を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ、と書いてございますけれども、理由ちょっと教えていただきたいですけれども。

(山際職員課長)

はい。こちらの扶養手当の見直しなんですけれども、まずこちらの制度見直しの詳細につきましては、現在配偶者を扶養に入れた場合に、月額で13,000円定額が支給されております。また子供を扶養に入れた場合の職員に対しましては、子供1人に対して、月額6,500円の扶養手当が支給されている状況でございます。こちらの額を、本年の人事委員会の勧告では、配偶者の手当を13,000円から6,500円に引き下げる、逆に子の手当額を6,500円から10,000円に引き上げるという勧告の内容で、扶養手当の配偶者手当と、子に係る手当の額を見直しなさいというような勧告の内容になっております。その理由につきましては、昨年国の人事院が女性の社会進出等の国全体の取組や、社会全体の取組を踏まえて、どのように見直したという経過を踏まえて、また他都市も国に追随して、昨年、または今年の勧告で、国同様の見直しをするような都市が出てきている状況から、そういった国、他都市

の状況を踏まえて額の配分を見直すという内容となっております。

(中山委員)

はい、ありがとうございます。

(古川会長)

意見のみならず、ご質問でも結構です。どなたか。

(山田委員)

いいでしょうか。一般職、特別職とは関係ない一般職の、先ほどちょうど一般職の内容聞かれていたので、一般職の方の、例えばこの政令市における位置づけ、金額の。どのくらいのところにいるのでしょうか。

(山際職員課長)

はい、今年政令市の人事委員会の勧告が全て出そろいまして、20 政令市で平成 29 年 4 月 1 日の一般職職員の平均給与がいくらということをその勧告のなかでも参考表示をしておりますが、そのなかで、新潟市のほうは、給料と諸手当を含みまして、357,094 円という結果になっております。こちらが一般行政職の平均給料、月額でございます。それに比べてこちらの他都市との金額の平均を見ますと、大体新潟市は、下から、金額の低いほうから 2 番目か 3 番目ぐらいの順位ということで、政令市のなかでは。大体 17 とか 18 ぐらいの位置づけということで、順位的にはなってございます。

(水澤委員)

はい。ちょっと関連して。前に今まで、特別職の報酬については、市長、副市長、議員について、同じように引き上げなければならないのか、または議員については、要するに非常勤であるし、年間 5 カ月ぐらいの定例会の開催などを考えると、そういった物価指数等で考えると、引上げをしなくてもいいけれども、市長とか副市長は、常勤であって、そしてここ数年内では、G 7 の農業会議を朱鷺メッセで開催するなど、非常に新潟市の地位向上に努力されているので、市長については、報酬は上げないんだけど、いわゆる期末手当については、一般職員の半分である 0.05 を引上げるというようなそういう考えも私にはあるんですけども、そういうふうに分けて答申というか、そういうことも可能なんですか。それとももう一括でないと、やっぱり無理なのか、その点ちょっと教えていただきたい。今までない

と思いますけれども、どうなのでしょう。

(山際職員課長)

過去の経緯振り返りますと、これまで分けて内容を違うような答申というのは、結果としてはなかった。ですけれども、技術的に、じゃあ駄目かと言いますと、それは駄目ということはないのかなと思われるんですけれど。それなりの理由として、そういう取り扱いが妥当だというご意見であれば、それは技術的には不可能ではないのかなと思われます。

(水澤委員)

はい、わかりました。ちょっとそういうふうには、そういう考えもあるんですけれど、私はね。やっぱりある程度、常勤ですからそれに一所懸命やっているのに、多少なりとも報いるというのが俸給制度の観点でもあるので、やっぱり若干なりとも上げてやるのがいいんじゃないのかなと。俸給については、一般職がマイナス答申ですから、俸給は据え置いて、ましてや今5%のマイナスになっているということで、期末手当を引き上げるというようなことも可能なんじゃない、ていうも考えたりもしたんです。

(井崎総務部長)

ひとつよろしいでしょうか。今のお答えになるかどうかわかりませんが、資料3の3ページ、4ページをご覧くださいますと、私のほうから直接説明させていただきました、特別職の給与改定において考慮すべき諸事情と現状・経過ということで、考慮すべきにつきる事項については、国家公務員特別職の状況。それから他の特別職、団体の特別職に関する状況、それから我々一般職の改定と状況を含めて、我々と各団体ということが載っていますので、これらの諸事情を考慮してもなお特別に対応する必要があるのかないのか、というようなことは審議会のほうで、ご意見を賜らないと、なかなか別々な結果ということにはならない。一般的にはないから、ということだと思いますから。

ただ、今ほど職員課長が申し上げたとおり、技術的に不可能かということではない、ということだと思います。

(水澤委員)

はい、よくわかりました。

(古川会長)

それと今の市の説明を踏まえて、水澤委員の意見としては、どういうふうに整理されますでしょうか。

(水澤委員)

私は、最初引上げ、私は分けてやるべきかな、というのが本心ですね。市長、副市長は常勤で、先ほども言ったように、非常に忙しいし、G7の農相会議を朱鷺メッセでやるとか、観光国際化によっては、新潟空港の国際的認知度の向上などについて職員を、についてやっぱりそれなりの努力をしているというようなことを考えると、ましてやこれから新潟市の財政基盤を引き上げるには、やっぱり訪日外国人観光客の誘致などにも力を入れる必要があるので、そういう観点も含めて、市長等についてそういうのに報いるためにも、期末手当などについては引き上げるべきかなと。ただ、一般の議員については、新潟市の消費者物価指数については、横ばいであり、生活には困らないし、ましてや政務活動費があるので、報酬等について政務活動費等に充当するというようなこともないという観点から踏まえれば、私は別々の答申でいいんじゃないかというのが、最終的な結論です。

(古川会長)

はい。水澤委員は、副市長についても同様。

(水澤委員)

そうです。

(古川会長)

はい、わかりました。その上げ幅については特にございますか。

(水澤委員)

上げ幅については、一般職が期末手当が0.1ですから、それと同等にするというのもやっぱりその財政状況を考えると、非常に細かいんですけど、0.05%です。ということになると、年間で58,350円ぐらいしか上がらないんですけど。それだと少ないのかなと考えれば、一般職と同じように、0.1%で期末手当、これ、私が今言うのは、単純に加算率をかけていませんから、それよりも若干多くなりますけれども、0.1%という数にすると、単純にすれば年間116,700円、そこに20%の加算投下すれば、それなりの引上げになるから1%

でもいいのかどうか、その辺もちょっと迷う所ですけども。

やっぱり引き上げるとしたら、やっぱり 10 万単位とすると、やっぱり 0.1%でしょうかね。皆さんの意見も聞いてみたいと思います。

非常に、一所懸命やっておられるんで、引き上げるべきかなというのが私の本心です。はい。以上です。

(古川会長)

引き上げ幅は別としてですね。

(水澤委員)

はい。

(古川会長)

方向としては、期末手当については。

(水澤委員)

はい。

(古川会長)

引き上げるという考え、意見が今出されました。他にご意見ございますか。同様の意見でも結構ですし、反対意見でも結構です。ございましたらお願いしたいのですが。じゃあお願いいたします。

(石本委員)

はい、毎回労働界を代表する立場からは、賃上げは行うべきだということは大前提でやっぱり発言をさせてもらわなければいけないと思っているんです。一重の同士がやっぱり社会を循環させると我々は思っているわけで、賃上げはどうしても必要なものかなと思っているんです。今日びっくりしたのは、一般の方は月例が下げられている、もちろんボーナスは多かった、上がっているということがあるんですけども。と同時に体が引き裂かれるように思うのは、市の財政は良くないんじゃないんですかとか、そんなに上がっても社会は受け入れるんですか、という思いが私のなかにもあるものですから、結論が非常に出しづらいんですけども、私は、月例は手は付けなくてもいいんですが、ボーナスについてはやはり多少

なりとも、アップをするべきではないかという認識で意見を述べさせていただきます。以上です。

(古川会長)

はい。他にございますか。

(前川委員)

先ほど、議長等というお話がありましたけれども、やっぱり市のことを考えていく上で、私たちの代表として議員さんを選んで市議会で議論をしていただいているということを考えれば、常勤ではないとしても、その意欲を高めてもらうという意味においても、報酬額は、政令市の中でも、すごく低いのではないかと思います。

なので、同じく、市長、副市長と共に議員さんの手当もやはり見直しを、アップを考えてはどうかと思えます。

(古川会長)

今のは、議員についても、ボーナスの点でアップというご意見ですか。月々支給される報酬ではなくて。

(前川委員)

期末手当をアップということです。

(古川会長)

期末手当ですね。はい、わかりました。今まで、期末手当については、上げるべきだ。上げる範囲は、市長、副市長に限るというご意見と、議員も含めてというご意見が出されました。ほかにはございませんか。

(水澤委員)

それに関連して、いいでしょうか。議員の報酬を引き上げるという意見も大変結構なのですが、当市は、浜松と同じぐらいの人口でありながら、議員定数が多いんですね。そういうものを考えると、市費の負担というのが多くなっているわけです。

これについては、一節によると、浜松は、区が非常にこじんまりとしていて、議員がそう要らないんだという、そういう考え方、それと、新潟市は、合併したために、非常に区とい

うか、点在しているから、議員は、それなりにいるんだという、そういう考え方なんですけれども、やはり財政状況が悪い以上、もうちょっと議員定数を。

これは、ここで審議すべきじゃないかもしれない。意見として、議長、議員定数を若干減らすというか、そういうのを減らして、その減らした分を、議員の報酬アップにつなげるというか、そういう方向性も考えるべきじゃないかと。

あくまでも、今の定数で予算を食って引き上げるということじゃなくて、自ら身を切る改革、国でも言っているように、定数を削減して、その削減した分を自分たちの報酬等に回すというような考え方を採るべきであって、やっぱり新潟市については、今の状況で私はいいと思うのですけれども、引き上げるというのは、ちょっとどうかなと思います。

(古川会長)

それでは、各委員からご意見を個別にうかがっていきたいと思います。まず、上村委員から。

(上村委員)

はい。わかりました。まだ、自分自身決めかねているところはあるのですけれども、今のところ、率直な感想といたしましては、財政のことはあまりよくはわからないのですが、先ほどのご報告を聞いております限り、例えば、一般会計も若干なりとも増、増えているということですか、あるいは、新潟市の場合には、義務的経費も、取りあえず少なめで済んでいるということ、それから、負債残高も減少しつつあるというところを見ますと、財政的に何とかやれている状況なのかなという気もしています。

一方で、扶助費が増額していることですか、あるいは、公債費が増加しているという懸念材料もあるにはあるわけですが、基本的には、財政状況としては、厳しい状況ではありますけれども、それなりにうまくいっているような気はしているところです。

そのような中で、特別職の報酬等をどうするかということでございますけれども、昨年度は、引き上げ勧告があったときには、一昨年前、昨年、上げたばかりだからという理由で、今年度については、引き上げの理由が見当たらないというので据え置いたという現状がございましたけれども、例えば、本日頂きました資料の12ページ、資料3のものでしょうか。

資料3の12ページの資料などを拝見させていただきますと、28年度の引き上げ勧告のときに、結構ほかの自治体が、これは、上げているという理解でよろしいんですね。上げなかったのが、本市と、あと、浜松、熊本ぐらいであったということ。それが引き金になったかどうかわかりませんが、特別職の給与の政令指定都市の順位が、一段と下がったと

というのが、ちょっと私自身としては気になったところです。

特別職の報酬が、これは、やはり報酬であって、これはボランティアではないということをお考えますと、なるべく引き上げる方向性で考えていくべきではないかというふうに思っております。基本的には引き上げたいというのが私の感想です。

先ほど、ボーナスと給与を分けてという議論がございましたけれども、今回は、給与のほうは引き下げなんですよ。引き下げのほうは、特別職については適用せずに、引き上げのほうだけ特別職に適用するということになりますと、これは、やっぱり市民感情としてどうなのかなというような感想も持たれるような気がしますので、ここは、やはり月例給と特別給、両方を合わせて、一般職と同様に、トータルとして増額になるという方向性で考えていきたいというのが私の率直な意見です。

(古川会長)

はい。小室委員、いかがですか。

(小室委員)

毎回、ちょっと難しい話なんですけれども、やはり一般職の方が月例給が下がっているところを考えると、月例給を引き上げるというのが、ちょっとやっぱり厳しいのかなと。厳しいというか、感情的な面で厳しいのかなというのはあるんですけれども、いわゆるボーナス的な面で考えると、もう低い状態になっているので、そこを引き上げるのは可能なんじゃないかなというふうに思いますけれども、年収的に、やっぱり少しは上げるようにしたほうがいいかなと。

政令指定都市全体を見ても、かなり低い状態になっているようなので、市長だけではなくて、議員さんに関しても、全体にボーナスの面で上げるというふうに考えるのはいいんじゃないかなと思うんですけれども。

(古川会長)

はい。中山委員、どうですか。

(中山委員)

やはり、私は、この財務内容を見ながら、当社と似ているようなところがあって、非常に身に迫るものがございます。労働界の方のご意見もごもっともで、私どもも経営上、管理職

と、やっぱり一般職の人では考えが違うと思うんです。できれば、みんな上げたいですよ。やっぱり活性化するためにも、あまりに低いものがずっと続きますと、なかなか意欲も衰えるのが通常ですから、それは、何らかのかたちで、月給が上げられなくても、ボーナスでとか、いろんな手を使いますので、それは、何らかのかたちで、士気が上がるような方法を取るべきだと思うんです、心情といたしましては。

しかし、実情を見ますと、これは、あくまでも経営からの判断ですけれども、こういう財政の場合は、やはり責任は経営にありというふうにわれわれは受け取ります。社員は、いずこもみんな一生懸命、職員方も地位を問わず働いていらっしゃるの間違いない。やっぱり経営のどこかに判断の誤りがあって、政令都市でありながら、人口が一向に増えず、しかも、財政も、聞くところによると、沖縄を下回るほどの財政というのは、非常に恥ずかしい現状は、じゃあ、誰が責任を取るのかと。

一生懸命、市長、副市長がやっていたらというのは、それは当然です。嫌ならお辞めになったらいいので、それは、ご自分が進んでそういうふうな仕事を受けられた以上は、本当に命懸けでやるべきですから、当然ではありますし、できれば、本当にお上げて、みんなまで上げたいとは思いますが、われわれの、本当に小さな中小企業から判断しますと、そういうときの責任は誰が取るのかというのは、常に経営にありというふうに心しておりますので、これは、本当に心を鬼にして、こんなときに、上の方の給料を上げたりしたら、非常に市民の心情はいかがかなと思います。

それから、乗り切るときは、こういうときは、いつでもありますから、これを、ぜひ、素晴らしい財政にもって行っていただければ、いつでもOKだと思いますが、申し訳ございません。

(古川会長)

そうですね。特別職の報酬というのは、一般の労働者の給与というのとは、また別の捉え方ができるかと思えますね。労働の対価というような見方は、必ずしもそぐわないのではないかと。それは、一定の地位にあるもの、会社で言えば、管理職的な立場ですよ。そういった管理職的な立場にある者に対する報酬だということを考えますと、他の政令都市と比べてどうのこうのという視点もまた必要でしょうし、また、やる気を起こしてもらうためには、少しでも上げたほうがいいんじゃないかというご指摘も、それは当然のことです。

しかし、そういった特別職の報酬というものの持つ意味を考えた場合には、やはり、現在の財政事情を前提にすると、それは、上げるという方向ではないだろうというご意見が今出されました。

それでは、続いて、山田委員、いかがでしょう。

(山田委員)

周りの話を聞いていますと、景気は多少上向いているというふうにいわれているのですが、よく聞いてみると、そういう実感が湧かないとおっしゃる方が多いように思います。中小企業に勤めている方からも、やっぱり給与の回復には至っていないため、景気の上向きという実感がないという声が聞かれます。

この表を見ますと、政令市の中では低い報酬額なんですけれども、他市との比較だけが観点ではないと思います。市民の感情、私も含めてですけれども、やっぱり市民の感情を考慮して、もう一年据え置きがいいんじゃないかなというふうに思っています。

(古川会長)

はい。一般職については、給与が下ろされているわけですからね。そこへ、期末手当分だけ上げるという対応をした場合に、市民感情に反するんじゃないかと、こういうご指摘ですね。

(山田委員)

はい、そうです。

(古川会長)

毎年この議論をすると、同じところが争点になって、そのたびに、頭を悩ませるのですが、今までのこの議論を踏まえて、ほかにご意見ございますか。

(水澤委員)

中山先生からのそういうのもあったのですが、新潟日報に、紙面にこういうのが出ているのです。こういういわゆる基金残高が5分の1に減って、財政がさらに硬直化と。こういうのを市民が読んでいる以上、やはり、なかなか上げるということは、市民感情からして、非常に反発があるんじゃないかという観点からちょっと申し上げます。

(中山委員)

本当にぱっと上げたいですね。景気のいい話をしたいと思いますけれども、現実が現実ですのですね。

(水澤委員)

まあ、六大都市だけいいけれども、来年になると、消費税アップとかで、駆け込み需要が出てきますから、恐らく地方へも、景気のそういう波及効果で、景気がよくなったとか、そういうのが出てくると思いますよ。やっぱり駆け込み需要とかね、そういうのが出てくると思います。消費税が19年の10月からですからね、もう安倍政権が継続ですから、間違いないでしょうけれども。なかなか難しいんだよな。

(古川会長)

水澤委員は、若干なりとも上げたいという意見から、やはり据え置くべきだと。

(水澤委員)

こういうのを見ると、据え置くべきかなというのもあるんですけども、ただ、やっぱり、先ほど会長が言ったように、特別職は、また違った観点で、労働の対価ではないんだというようにいろんなそういうのを言われて、私も、そうかなと思うんですけども、まあ、市長等については、そういう考えであれば、据え置いてもいいんじゃないかと、ましてや議員については、当然据え置くべきだし、場合によっては、やはり私も、議員については、やっぱり財政が好転する平成34年の高架事業が終了するまで据え置くべきかなというのが、議員の報酬については考えています。

ただ、そういう観点からすると、なかなか、新聞報道にもあるのに引き上げるということになると、難しいのかなと思うけれども、まあ、最終的な意見としては、市長も含めて、いろんな、今まで、ばらばらに答申というのがないというのを含めると、引き上げをしないほうがいいんじゃないかという結論です。

(古川会長)

今まで幾つかの意見が出されましたが、ほかの人の意見を聞いて、その上での何かご意見がございましたら。

整理をしますと、一般職については、月額給与が下げられ、ボーナスがその分上げられて、トータルすると、多少はアップになっているのですかね。

(山際職員課長)

ボーナスのほうが、0.ひと月ということですので、月例給のマイナス分と差し引きすると、

多少は、若干、年収ベースで見ると上がっているというような状況になるかなと思います。

(古川会長)

多少というと幾らぐらい。差し引きすると、年間でどのぐらいの増額に。

(山際職員課長)

そうですね。大体、人事委員会の示している試算では、一般行政職のほうでの、年間給与の影響額は、2万6,000円ほどの増というふうな、年収ベースで。

(古川会長)

一般職については、月額給与が下げられ、ボーナスが若干上がっている、トータルすると、年間2万ちょっとぐらいのアップだということですが、それとの対比で考えた場合に、月額給与が下がっているわけですから、特別職の月額報酬を上げるというのは、なかなかこれは難しいだろうということでは、意見は一致しているんですね。

問題は、期末手当をどうするか。期末手当については、上げるべきだというご意見もございました。それから、それは、やっぱり据え置くべきだというご意見、それぞれのご意見の立場から、さらに補足意見のようなものはございますか。あるいは、意見を変えたというご意見でも結構です。上村委員は、どうでしょう、その点について。

(上村委員)

私は、今のところ、まだ意見は変わっておりませんで、一般職と同様に、月例給は引き下げ、特別給は引き上げ、トータルの微増が特別職にも適応されるというのがいいのではないかというふうに思っています。

といたしますのは、理論的に申しますと、基本的に報酬って、高いほうがいいわけですよ。高ければ高いほど、いい人材がそこを担ってくれるというふうに、理論的にはそのように考えられていまして、といたしますのは、昔、こういう議員報酬というのがボランティアだった時代がありまして、ボランティアでこういうことをやらせようといたしますと、結局できる人というのは、財政的に余裕のある人しかできないと。実際に市民の声を本当に持っているような人たちなんていうのは、日々の暮らしが大変で、ボランティアで議員なんていうのはできないという、そういう時代的な反省から、報酬制にしようというふうになったという経緯を考えますと、できれば、高ければ高いほうがいい人になっていただけるということは言えるかとは思っています。

金額のほうをちょっと見ていまして、そうですね。それほど高くはないですね。例えば、一番下の議員さんでも、1,000万といたしますと、東京の港区の平均年収のたった100万上乘せぐらいですから、そう考えますと、やっぱりなり手がどれだけ来るのかといたしますと、ちょっとどうなのかなというのが、率直なところなんです。

ですから、本来からすれば、上げられれば、上げたほうがいいと。ただし、それは、市の財政等々を鑑みた上でということになりますので、今年度、昨年度からの市の財政状況を見た上で、一般会計なんかも増加しているということを鑑みて、一般職と同様に引き下げ、引き上げのトータルの微増でよいのではないかとこのように思っています。

(古川会長)

特別職の報酬、期末手当については、特段の事情のない限り、あまり動かすべきではないというのが、私の意見です。

それは、先ほど言いましたように、特別職の報酬は、労働の対価という見方のできるものではない。それぞれの議員、市長、そういった社会的な地位に対する期待値、職責に対する評価のような側面を持っていると思うんです。ですから、市の職員の給与が多少上がったり下がったりしたとしても、そういったものには連動させるべきではなくて、それは、安定的に推移させていくべきだと。

それを上げるべき特段の事由があった場合には、市職員のものとは連動するということなくして、それは、上げる・下げるということ判断していくべきではないかなという、意見を持っているのですが、そういうところからしますと、今回は、給与は下げる、ボーナスを上げると、トータルでいくらか差がないと。こういう状況に、いちいち特別職の報酬というものを連動させて、そんな微動させるというようなことは、むしろ好ましくないのじゃないかなという、こういう意見を持っているのですが、いかがでしょうか。

(中山委員)

私どもも本当にその通りだと思います。経営においても、管理職の給与をいちいち上げたり下げたりしていると、これは混乱を来します。そして、こういうふうに苦しいときは、管理職は一切上げません。その代わりに、社員に対しては、ボーナスを、多少無理をしても支給するというので、士気を下げない方向を採りますね。

みんな見ておりますから、わかると思いますので、これは大役を仰せ付かっているわけですから、それをどれだけ認識して責任を取るか、議員さんも、どれだけ一生懸命仕事をするかということですので、昔の武士道で言えば、武士は公の職でありましたから、赤貧にあえ

いでも公のために尽くすというのが、それは古い思想ではありますが、やっぱり公僕ということでは、今でも経営にも生かされている、日本ではそういうのがあると思いますので、私も、古川会長さんのご意見には賛成でございます。

(古川会長)

この段階で、ある程度、皆さま方のご意見を集約させていただくという方向でよろしいでしょうか。

今回については、変更なしというご意見の方は何人いらっしゃいますかね。ちょっと挙手していただければ。現状変更なしです。

そうすると、どうでしょう。この審議会の意見としては、特に変更なしという方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

#### 【全委員異論なしの声】

(古川会長)

はい、ありがとうございました。それでは、月額・ボーナス共に据え置くという方向が多数のご意見となりましたので、この方向で答申をするということにいたしたいと思います。

答申の内容につきましては、皆さま方からいただいたご意見、これを集約いたしまして作成したいと思いますが、答申書の作成は、私に一任させていただきますと、私のほうで整理をして作成したいと思います。その方向でよろしいでしょうか。

(多数委員)

はい。

(古川会長)

はい。それでは、私のほうで答申書を作成し、事務局と調整した上で、11月10日に市長のほうに答申をしたいというふうに思います。

そうすると、次回の審議会は、特に必要ないということになります。それでは、本日の審議にて審議は終了して、次回、11月10日を予定しておりましたが、この日の開催はしないということといたしたいと思います。

これ以降は事務局のほうにお任せしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

(伊藤課長補佐)

皆さま、熱心にご議論いただきまして大変ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。なお、今年度の審議会は、先ほど会長のおっしゃった通り、本日で終了になります。答申につきましては、11月10日金曜日の午後4時より、会長より市長に答申書をお渡ししていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。本日は、大変ありがとうございました。

(終了)